

白梅学園大学・白梅学園短期大学 研究倫理審査規程

（目的）

第1条 この規程は、白梅学園大学・白梅学園短期大学（以下、「本学」という）が研究倫理指針の基本方針を達成し、倫理審査を経て研究活動を適切に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（体制）

第2条 審査は学術情報委員会規程第3条第4項に規定する専門委員が、本規程第3条第2項に定める体制にて行う。

2 審査上必要と認められるときは、上記専門委員以外の者を審査に加えることができる。

（審査）

第3条 学術情報委員長（以下、「委員長」という）は、研究機関の長からの諮問に応じ、審査の付託を受けた時は、当該申請を速やかに審査に付すものとする。

2 審査する研究計画ごとに、委員長の指名した2名以上の専門委員が審査を行い、その結果を委員長に報告する。委員長が審査について検討の必要があると認める場合は、学術情報委員会の中で協議する。

3 審査の判定は、審査を行った専門委員と委員長の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、学術情報委員会の議決をもって判定することができる。

4 審査する専門委員は、自らが研究等実施者、研究協力者および研究指導教員となる研究に係る審査に加わることはできない。

5 委員長が必要と認めた場合は、申請者又は学部長等の第三者の出席を求め、申請の内容についての説明又は意見を聴くことができる。ただし、審査の議論に参加することはできない。

（通知）

第4条 委員長は、前条において実施した研究計画審査の結果を申請者に通知する。

2 委員長は、審査の結果について、速やかに学長に報告するものとする。

3 学長は、委員長の報告を受けた時は、速やかに申請者に以下の措置をとる。

(1) 承認の場合は申請者に承認の通知をする。

(2) 前項以外のものについては、本条第1項に規定する通知をもって、学長による通知に代えることとする。

4 前項の決定において、差戻しとなった場合又は審査を必要としないと認めた場合は、本条第1項に規定する通知をもって、学長による通知に代えることができるものとする。

（申立て）

第5条 申請者は第4条第1項の通知に対して異議がある場合、異議申立書を委員長に提出することができる。

2 委員長は前項による申請者からの異議申立書の提出があった場合、学術情報委員会を開き、これを協議する。

（その他）

第6条 研究倫理審査の内容に関する事項は、別に定める。

第7条 この規程に関する事務は教学企画課が行う。

第8条 その目的達成のため関係する委員会や部門と連携し、協力する。

第9条 この規程の改廃は学術情報委員会及び教授会の議を経て、学長が決定する。

附則

1. この規程は、2025（令和7）年5月1日より施行する。（制定）
2. この規程の施行により、研究倫理審査委員会規程を廃止する。